

第 8 回 会 議 議 事 録

期 日 平成 17 年 6 月 21 日 (火)

と ころ 中条町産業文化会館多目的ホール

中条町・黒川村合併協議会

○事務局（羽田野）

お暑い中どうもご苦労さまでございます。定刻となりましたので、ただいまから第8回中条町・黒川村合併協議会を始めさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして会長よりごあいさつ申し上げます。

○会長（丸岡）

ご苦労さまでございます。委員各位には大変ご多用中にもかかわらずご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

新市発足まであと2カ月余りとなりました。これまで協議会で調整いただきました内容に基づきまして、職員が一丸となって新市移行作業を進めているところでございます。また、県、国の合併手続の予定でございますが、間もなく開催されます県議会の廃置分合議決を得て、知事の合併決定後8月初旬には総務大臣の合併告示が行われるものと考えておるところであります。本日の会議は、ご案内のとおり報告事項1件、認定及び承認案件各1件、議案2件の協議を予定しておるところでございます。ぜひともご忌憚のないご意見等を賜りますようお願い申し上げます、一言ごあいさつにかえさせていただきます。

○事務局（羽田野）

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

進行につきましては、規約第10条第2項の規定により、丸岡会長が議長として議事を進めさせていただきます。

本日の委員の出席状況をご報告申し上げます。

委員33名中出席委員は31名で、欠席委員は2名でございます。

以上でございます。

○議長（丸岡）

それでは、皆様のお手元に配付されております会議次第に従いまして、これから議事を進めさせていただきます。委員の皆さんのご協力よろしくお願いたします。

なお、会議の開催につきましては、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要とされておりますが、定足数を超過しておりますので、本日の会議は成立をしております。

また、会議運営規程第2条第1項の規定によりまして、本日の会議は公開にしてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご異議がないようなので、本日の会議は公開といたします。

また、傍聴いただいております皆様には、傍聴規程を遵守していただきますようよろしくお願申し上げます。

それでは、早速次第の3番、報告事項に入ります。

報告第11号 事務組織及び機構の取扱いについてを議題といたします。

事務局より報告を願います。

○野沢（中条町総務課長）

それでは、報告第11号 事務組織及び機構の取扱いについて説明いたします。

以前この協議会でも確認し、行政組織機構については、制度調整の結果いま一度ちょっと確認をしておきたいと思いますが、制度調整の結果につきましては、新市における組織及び機構の整備方針を策定し、合併時までには整備します。基本的な整備の考え方といたしまして、本庁は市全体に係る施策、政策、総合的な調整事務、管理事務を所掌します。支所は、窓口業務を処理するほか、住民サービスの低下を招かないようにするため、旧行政区域を所管区域とする事務部門の業務を処理します。そしてなおかつ、スペースの関係で、一部分庁方式もありますと、このように申し上げてきたところであります。本日委員の皆さんには、別紙ということで新市における組織及び機構の整備方針、これを配付させていただきました。この資料について、まず若干説明をしたいというふうに思います。

1ページをお願いします。1ページにつきましては、第1章として、新市の事務組織及び機構の取扱い、概略でありますけれども、新設合併することにより、両町村の全部が廃止されるので、その組織機構も消滅することになる。こういうことでありますし、その整備については、住民サービスの低下を来さないことを主眼に、事務執行に支障がないよう配慮するとともに、新市が効率的な事務運営を行うため、あらかじめ両町村間で協議を行う必要がある。以上のことから、ここに組織及び機構の整備方針について検討を行おうとするものであります。

2番の組織体制を構築する上での一般的事項としまして、まず本庁組織であります。新市の部課について、条例で定めることになる。その際住民の福祉の増進、運営の合理化、規模の適正化に配慮しつつ、かつだれにでもわかりやすい部課名称を使用し、他の市町村の部課の組織との間に均衡を失しなわないようにする必要があります。もちろん出先機関でありますけれども、支所につきましても、2ページの後段の方に書かれてあります。新市の事務の効率化、合理化と住民の利便性のバランスをどのように図っていくのか等を十分に検討する必要があります。この検討に当たっては、市民サービス及び事務の混乱を避ける措置として、段階的な措置を講ずることも視野に入れる必要があると思われる。以降附属機関、地域審議会等もありますし、第2章の事務組織及び機構の取扱いに関する法令については、地方自治法、これが3ページでありますし、5ページには合併特例法があります。参考までに後で見ていただければ幸いです。

6ページでありますけれども、第3章として、事務組織及び機構に関する新設合併先進地の例ということで、まず北上市、そのほか5市について参考までにここに掲載してございます。これにつきましても、後でお読みになっていただければありがたいというふうに思います。

それで、12、13ページでありますけれども、これは現在の中条町、黒川村の事務組織及び機構をここ

に記載されてございます。見ていただければわかるのですけれども、両町村とも課等の数については、同様の組織でございます。中条においては、町長部局では8課、黒川村では7課1室になってございますし、教育委員会部局では中条は1課1館というのですか、公民館。黒川では2課、あと議会事務局、農業委員会、同様な組織になってございます。

次の14ページでありますけれども、しからば第5章として、新市における事務組織及び機構の整備方針、整備目標2番のところにありますけれども、新市建設計画との整合性、このことにつきましては、新市建設に際して、これらの基本理念及び基本計画に基づいたまちづくりを行うため、最も効率的、効果的な行政運営ができる組織機構を構築できるように検討するものとする。そして、(2)として、組織機構の基本方針、合併の趣旨を踏まえ、合併の効果を最大限に生かすためには、できる限り組織機構の統合一元化を進める必要がある。このため合併時における組織機構については、次の事項を基本として整備するものとする。四角で囲んでありますけれども、新市組織機構の整備目標、(1)の住民がわかりやすく利用しやすい組織機構の整備、以下2番、3番、4番、5番、6番では、簡素で効率的な組織機構の整備、こんなことがうたわれておりますし、整備方針につきましては、今言った(1)から(6)について、それぞれの留意すべき事項を確認しているものであります。それがずっと続きまして、基本的にこういう整備方針に基づいて、今まで両町村でいろいろ協議、そして調整を行ってきたその結果、一番最後に第6章として、新市の事務組織及び機構ということで、組織図をそこに付けておきました。先ほども申しましたけれども、現在の組織は、中条町が町長部局で8課、黒川村は村長部局で7課と1室、あと教育委員会部局で中条が1課1館、黒川村が2課、あと議会事務局と農業委員会と申しました。この新市の組織図を見てもえれば市長部局で11課一つの支所、こういうふうになっていると思います。そして、教育委員会部局では2課ということでありまして、あと議会事務局、農業委員会事務局、基本的には課レベルの部分が支所も含めて四つほど余計になっている。こういうふうに言われます。係の方を見てもみますというと、この係の数が新市では52係であります。現在中条町の組織からいけば、37係ありますので、15係ほどふえてございます。その主な理由と若干変わった部分について説明をしたいと思えます。

まず、課の方でありますけれども、議会関係については、議会事務局、これはもちろん変わってございません。市長部局で助役の下のところは総務課から初め、企画財政、税務課、市民生活課、福祉課、健康開発課、農林水産課、地域整備課、上下水道課、それから商工観光課、黒川支所とございます。そして、収入役の下に会計課でありますし、教育委員会部局では教育長の下に学校教育課と生涯学習課であります。

先ほど支所も入れて課レベルで四つほどふえたと、こういうふうに言いましたけれども、まず第1番目に、今まで中条町でありますと、町民福祉課、黒川でいえば住民課に当たるのでしょうか。福祉事務所という新しい業務も加わりますので、これを一つだというふうにはなかなか業務量からいって大変であるということで、市民生活課と福祉課、福祉課は福祉事務所という看板もここに掲げます。これが一

つが二つに移ったことと、それからもう一つ言えることは、中条であれば今現在地域振興課というところで、農林水産部門、それから建設あるいは商工観光という部分についてやってまいりましたけれども、黒川さんは観光も入れて、いろんな観光の部分の充実もあります。それを一つにするということは非常に大きなボリュームがありますので、今回その部分については、農林水産部門と地域整備部門、今までの建設課みたいな感じであろうと思いますし、そこになおかつ商工観光課、この三つに分かれました。これが大きな理由で支所が一つ加わって、今までの組織よりも四つほどふえたのかなと、そんなふうに言えると思います。

それで、点線で商工観光課分庁、それから黒川支所も含めて点線で囲ってあるところがあると思います。これは、黒川の庁舎の方に移る組織を示してございます。したがって、商工観光課は分庁ということで、黒川の庁舎に入るということを示してございます。そして、なおかつ健康開発課、これは一部分庁となっていますけれども、この内容につきましては、保健師の部門、これについて一部黒川の庁舎の方に行って業務をすると、こういうことでありますし、地域整備課、この一部分庁につきましても、同様でございまして、特に地域の住宅あるいは道路補修等、そういう部分の仕事、加えて冬期間の除雪、除雪センターもこの支所のところに設けたいと、こういう部分があります。その部門が一部分庁で黒川の庁舎の方に入る予定でありますし、あとは黒川支所がこの中に入ると、こんなふうに見ていただきたいと思えます。

それで、係の方についても十分説明を申し上げたいと思えますけれども、特に総務課の部分につきましては、庶務係で選挙管理委員会事務局、中条では今まで町民福祉課にございました。黒川村では総務課であったのですが、新市では総務課の庶務係の下のところにつけたいとしますものでありますし、法制係、これは新市になって、地方分権、いろんな部分で法制執務の充実、これがどうしても必要になるということで、法制係としてなおかつ人事係を設けてございます。それから、消防防災係、交通防犯係、これは両町村とも今まで一つの係で処理をしてきたところでございますけれども、今いろんな防災の部分で危機管理、いろいろ言われているところでございます。こういう部門については、ぜひ充実をさせたいと、こんなことで消防防災係と交通防犯係、二つに係を分けてございます。そして、企画財政課におきましては、黒川さんは今まで企画財政課という名前でありましたけれども、中条町においては、今まで財政課とそれから企画部門は総務課にございました。これからいろんな事業をやっていくときには、財源そのものについても考えていかなければいけないということで、企画財政課のところには企画政策係を持ってきたところであります。そのほか福祉課につきましては、福祉事務所は新市で設置されなければいけないと、こういうことでありますので、福祉課、なおかつ看板には福祉事務所ということでやっていきたいということでありますし、健康開発課、係で元気応援係、しあわせいきがい係であります。この名前については、皆さんでいろいろ検討してもらって決めた名前であります。ようやく定着してきたので、同じような名前を今回使わせていただいたところでありますし、農林水産課につきましては、新たに林政係、ふるさと特産係、そして有機資源循環推進係、こういう新たな係が発足させて

ございます。地域整備課につきましては、建築住宅係につきましても、同様に新しくなりました。上下水道につきましては、庶務経理係、お客様係、今まで管理係として一本だったのですけれども、これにつきましても係を二つにしております。こういうことで係の数も52係ということで多くなっておりません。

しかし、他の先進地の事例から比べれば、決して課の数、係の数は多くはない。他町村の部分についても参考にさせていただきましたけれども、こんなことが言えるのかなと、そんなふうには思っているところであります。

それで、今現在この組織で本庁の部門について、どこにどの係を配置するか。もちろん机の数、それからいろんな道具、機械類も含めて、今やっているところでありますし、1階の部分、できれば住民に関係ある部分については、1階に集中させたいわけでありまして、なかなかスペースの関係でうまくいかない。そんな部分もあります。今現在そんなことでやっておりますけれども、基本的には会議室等も少ない。いろんな事情がありますので、上下水道課につきましては、現在中条町役場の庁舎の隣に旧法務局跡地があります。これを分室という形で上下水道課の方にそちらに行っていただこうと、こんなことで今協議調整をやっているところでありますので、そのことについてもぜひご理解をお願いしたい。そんなふうには思っているところであります。今後ではどうするのか。これからはそれぞれの課、係でどのような業務を担当するのか。要は事務分掌、今現在一生懸命やってほとんどできたのですけれども、この事務分掌を改めて確定させます。それに基づいて、人員の配置を早急に行い、黒川村さんと協議を調整したい。そんなふうには思っているところであります。ちょっと説明が長くなりましたけれども、一応こうすることで組織図の説明を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（丸岡）

ただいま報告がありましたその内容につきまして、委員の皆さんから何かご質問、ご意見等がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。

○斉藤委員（中条町）

小さいことかもしれませんが、日赤の分区につきまして、今まで分区は社協にあったわけですが、お聞きするところによりますと、行政に戻ったということでございますが、そうした場合には、この日赤分区の事務取り扱いというところは、どこにまず入る。まだ、これは細かいところは後ほど出てくると思いますけれども、あらかじめ私ちょっと黒川さんの日赤の方々との話し合いを合併の前におこななければならないという県支部の指導もございますので、どの課に属することになるのでございましょうか。分区長さんは今のところ町長さんでございまして、念のためにちょっとお聞きします。

○事務局（羽田野）

今現在の調整の内容は、福祉課の中で日赤の業務をやろうと、こういうふうになってございます。したがって、中条町は今社会福祉協議会に委託しておりますけれども、それを新しい市では福祉課の中で

日赤の事務をやろうと。まだまだ日赤さんとの打合わせは不十分でありますけれども、早急にその辺は詰めていかなければいけない部分は残っておりますけれども、そんなことで今調整しているところがあります。

○渡辺委員（中条町）

この組織機構の中で、例えば黒川村さんの場合は、かなり係的なものというのは細分化されて出ているのですが、この内容的にはすべてこれは網羅されているということなのですか。例えば農林水産課で培養係とかというのがございます。これが例えば農林水産課のどの辺のかかわってくるのか。実際あるものが係にもちろん今まであるものが削られていることはないと思うのですけれども、解釈の仕方では、ここにすべて入っているというふうな解釈でよろしいですか。

○野沢（中条町総務課長）

そういうことであります。それも踏まえて、先ほど言いましたけれども、ではどういう仕事をするのかということで、その事務分掌を今やっておりますけれども、すべての業務についてどの課、どの係に所属するのか。その分掌も今作成中であります。

○渡辺委員（中条町）

ちなみに教えてください。培養係というのはどこに入るのですか。

○野沢（中条町総務課長）

バイオについては、有機資源循環推進係、ここで取り扱いたいと。そうするものであります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○野沢（中条町総務課長）

済みません。事務分掌を今ちょっと見てみますので、ちょっとお待ちください。バイオマスではなくて、培養ですね。大変済みません。その部分については、ふるさと特産係のところはその業務が入っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○桐生委員（黒川村）

総務課の中に人権啓発係というのがありますがけれども、これは今まで中条町さんにあったようですがけれども、これは主な内容と、それから管理係、これは地域整備課の中にあるわけですがけれども、これは河川道路とか、地域の維持管理を指すのか。あるいはほかのものがあるのか。その辺についてお聞きいたします。

○野沢（中条町総務課長）

まず、総務の人権係でありますけれども、どういう仕事をするのかと、こういうことでありますけれども、人権啓発に関すること、ちょっと範囲が広いようでありますけれども、人権擁護委員に関すること、同和対策に関すること、女性政策、それから男女共同参画社会の形成促進に関すること、DV等の各種相談に関すること、こんなことを人権啓発係で考えているところでありますし、そして今言われているのは、支所の方の地域整備ということであろうと思いますけれども、分庁の部分については、地域

整備の管理係とこういうことを今段階では考えているところであります。

では、いま一度お答えいたします。今の地域整備に関しましては、管理係ということで、まず道路、橋梁及び河川の管理調査に関すること、それから除雪、排雪、消雪に関すること、そのほかに除雪車両の維持管理に関すること、道路及び河川の境界確認に関すること、道路及び河川の許認可及び承認に関すること、市道の認定及び廃止に関すること、道路台帳、道路橋梁台帳の整備に関すること、そのほかに資材及び車庫に関すること、そのほかに道路愛称に関すること、これが地域整備課の管理係の主な事務であります。よろしくお願いいいたします。

○片野委員（中条町）

支所機能の中で、届け出、申請を受理し、簡易なものについては支所長が専決できるようにすると。この支所長の専決というのは、どの程度の範囲のことまでお考えなのでしょうか。

○野沢（中条町総務課長）

基本的には、各種の証明書の発行とか、そういう部分についてでありますけれども、詳しい権限だとか、決裁規程については、今いろいろ調整、そして協議中でありますので、まだ最終的には決まっていませんけれども、基本的に考えておるのはそういうところであります。

○片野委員（中条町）

そうすると、新市に移行してからあそこで支所長の権限も支所の方で必要だというふうなことが発生した場合は、この新市の段階でまた新たに考えるというようなことと思ってよろしゅうございましょうか。

○野沢（中条町総務課）

もちろん新しく出てきた部分については、新市移行にそういうこともあると思いますけれども、9月1日以前にこれから期間も余りありませんけれども、ではどういう事務決裁規程、あるいはそういう権限についてはどうするのかという部分については、9月1日前に要するに決めたい。今言っているのは、課長レベルの決裁でありますけれども、その話につきましては、今黒川さんと協議調整中で、最終的にはまだ決まっていませんけれども、そんな状況にありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○小野委員（中条町）

今報告事項ということでとらえて、組織及び機構についてはこのような形で案ができたということで承りました。職務分掌については、おいおい中条町、黒川村の幹事会等々で協議されるのでしょうか。今いろいろ多々ご質問が出た職務分掌の内部については、いつごろまとまって提出がなされるのか。その辺お聞きしたいと思いますが。

○野沢（中条町総務課長）

その部分については、早急に作成をしないといけないというふうに思いますし、今この協議会に示すとか、そういうことは基本的には考えていないわけで、この課、係あるいは事務分掌が決まれば、協議会だよりあるいは今の町だより、黒川さんにもありますそういう広報を通じて、こういう組織になって、

こういう仕事はこういうところですよということで、これから村民あるいは町民の皆さんにできるだけ知らせていきたい、そんなふうを考えているところでありますので、よろしくお願ひいたします。

○小野委員（中条町）

希望とすれば、組織だけが出ていくと、今みたいな話で、あの係はどこへ行ったとか、この仕事はどこなのだというような質問が出るとお思いますので、組織と職務分掌がセットに出ていくようなことであればいいのではないかなというふうに希望申し上げますが、よろしくお願ひしたいとお思います。

以上です。

○議長（丸岡）

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（丸岡）

ご意見がないようなので、事務組織及び機構の取扱いについての報告はこれで終わりにいたします。続きまして、次第の4番、議事に入ります。

認定第1号 平成16年度中条町・黒川村合併協議会の歳入歳出決算についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（久保田）

では、別紙認定第1号 平成16年度合併協議会の歳入歳出決算書をごらんいただきたいとお思います。

開いていただきまして、1ページをごらんください。初めに、歳入からご説明いたします。1款負担金、予算現額1,300万円、収入済額、同額1,300万円、これは構成町村負担金でございます。両町村申請の合併準備補助金1,000万も含まれております。残り300万が3分の1が均等割、3分の2が人口割となっております。中条町710万6,000円、黒川村589万4,000円となっております。諸収入、予算現額1,000円、収入済額20円、これは普通預金の利子でございます。歳入合計予算現額1,300万1,000円、収入済額1,300万20円となっております。

次に、歳出でございます。1款運営費、当初予算額618万5,000円、予算流用増額35万2,132円、予算現計額653万7,132円、支出済額が627万7,726円、不用額が25万9,406円でございます。1項会議費、当初予算額236万円、予算流用増額40万300円、予算現計額276万300円、支出済額が270万5,301円でございます。内訳を申し上げますと、8節報償費177万2,700円、これは協議会委員の報償費でございます。9節旅費49万7,600円、これも協議会委員さんの費用弁償分でございます。

続きまして、2ページをごらんください。11節需用費会議録印刷代、会議用お茶、協議会看板印刷代でございます。12節役務費、郵便料でございます。14節使用料及び賃借料、これは合併協議会の総会の会場設営費、視察高速料、会議テーブルクロス代でございます。2項事務費、当初予算額382万5,000円、予算流用減額4万8,168円、予算現計額377万6,832円、支出済額が357万2,425円でございます。内訳を申し上げますと、4節共済費、事務雇員の社会保険料、雇用保険でございます。7節賃金、同じく事務

雇員の賃金でございます。9節旅費、1款運営費、1項会議費、9節旅費で全部流用いたしました。11節需用費169万4,652円、これ消耗品代でございます。事務局で使用しました紙代、トナー等でございます。修繕費、コピーパフォーマンス料等でございます。燃料費、事務所暖房等の灯油代でございます。12節役務費、通信運搬費、郵便料、電話代、ファクス使用料等でございます。その他保険料、これにつきましては、協議会委員の傷害保険でございます。14節使用料及び賃借料、複写機賃借料、パソコンの賃借料でございます。

続きまして、3ページをごらんください。2款事業費、当初予算額664万円、予算流用減額35万2,132円、予算現計額628万7,868円、支出済額が592万8,806円、内訳を申し上げますと、8節報償費32万6,026円、新市名称記念費代でございます。また、調印式の司会謝礼でございます。9節旅費3万920円、これは新市名称大賞者の旅費の実費分でございます。11節需用費、消耗品、これは調印式関係の消耗品等でございます。印刷製本費、協議会だよりの印刷代、食糧費、調印式の来賓のお菓子代等でございます。その他印刷、これは新市建設計画パンフレット、合併協定書等の印刷代でございます。12節役務費、通信運搬費、調印式案内文書の郵送、新市名称記念品郵送代等でございます。13節委託料、例規整備調査委託料でございます。14節使用料及び賃借料、調印式バス借上料でございます。予備費につきましては、支出がございません。

歳出合計、当初予算額130万1,000円、支出済額1,220万6,532円で、不用額79万4,468円でございます。

続きまして、4ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額1,300万20円、歳出総額1,220万6,532円、実質収支額は79万3,488円、これが翌年度の繰越金でございます。

以上でございます。

○議長（丸岡）

ただいま事務局より説明をさせていただきましたが、委員の皆さんからご質問等を受ける前に、監査を終えていただいておりますので、監査委員から監査報告をいただきたいと思います。

それでは、水戸部監査委員さんよろしくお願いします。

○監査委員（水戸部）

それでは、監査委員を代表いたしまして、私水戸部の方からご報告申し上げます。

去る6月の8日中条町役場4階の監査委員室におきまして、布川監査委員さんと平成16年度歳入歳出の決算の監査を行いました。会計監査でございます。監査に当たりまして、決算数値に誤りがあるかどうか。誤りがないと。そしてまた、計画された予算どおり支出されているかどうかなどを主に監査を行いました。すべての数字が預金通帳数字でございましたので、だれでもわかるように処理されておりました。大変助かりました。

それでは、別紙認定第1号の5ページの会計監査報告書を朗読いたします。朗読によって行います。5ページをお開きください。

会計監査報告書。平成16年度中条町・黒川村合併協議会会計の歳入歳出決算について、現金出納帳、

預金通帳及び関係書類を同事務局職員立ち会いの上で厳正に監査した結果、その内容は適切であると認めます。平成17年6月8日、中条町・黒川村合併協議会監査委員、水戸部邦夫、監査委員、布川健三。

以上でございます。

○議長（丸岡）

ありがとうございました。ただいまの決算説明で何かご質問等ございましたらよろしくお願ひします。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（丸岡）

ご質問等ないようなので、原案のとおりでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご異議ないようですので、認定第1号 平成16年度中条町・黒川村合併協議会の歳入歳出決算については、原案のとおり認定させていただきます。

次に、承認第8号 平成17年度中条町・黒川村合併協議会補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（久保田）

それでは、平成17年度補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

議案の5ページをお開きください。平成17年度中条町・黒川村合併協議会補正予算（第1号）につきましては、去る6月3日に財務規程第3条第2項の規定により、専決処分を行ったものであります。今回これにつきまして、承認を求めるものであります。

それでは、9ページをごらんください。歳入歳出それぞれ79万3,000円を増額いたしまして、歳入歳出総額835万3,000円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正、歳入からご説明いたします。3款繰越金79万3,000円を増額するものであります。計89万3,000円となります。これは、前年度繰越金でございます。歳入合計、補正前の額756万円、補正額79万3,000円、計835万3,000円でございます。歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出でございます。3款予備費、1項予備費79万3,000円を増額するものであります。歳出合計、補正前の額756万円、補正額79万3,000円、計835万3,000円となります。

以上でございます。

○議長（丸岡）

ただいま説明でご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

それでは、ご質問等ないようですので、原案のとおり承認いただいでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご異議ないようなので、承認第8号 平成17年度中条町・黒川村合併協議会補正予算（第1号）については、原案のとおり承認させていただきます。

続きまして、議案第12号 行政制度調整「調整方針等の変更」については、前回からの継続協議の案件でございます。この案件につきましては、前回提案説明をさせていただいたものでございます。これにつきまして、何かご質問、ご意見等がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

それでは、ご意見等がないようですので、原案のとおりとさせていただきますよろしくでございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご異議がないようなので、議案第12号 行政制度調整「調整方針等の変更」については、原案のとおり確認させていただきます。

続きまして、議案第13号 行政制度調整「調整方針等の変更」について（その2）を議題といたします。

この案件は、事務局で一括して説明させていただいてからご質問等をお受けしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○斉藤（中条町町民福祉課長）

住民生活部会関係の案件でございますが、まず1ページでございます。一番下の段の方にありますが、認可地縁団体の印鑑登録に関してでございますが、従来黒川村では認可地縁団体というのは、登録はありませんでしたが、本年2件発生したと。登録があったということで、現状が変わったということでありまして、調整方針といたしましては、本庁、支所で中条町の例により統一するとありましたけれども、事例そのものがそう多くはないと、そういうようなこともありまして、本庁において中条町の例により統一するというものでございます。

次の2ページにつきましても、同様でございますが、地縁団体の印鑑証明でございますが、これにつきましても、本庁において中条町の例により統一すると。本庁においてのみ証明書を発行するというところでございます。

次に3ページ、各種手数料でございますが、黒川村でも本年4月に条例を改正いたしましたということとあります。それで、違いますのが一番下のその他の証明書の交付、これでございますが、中条町は200円、黒川村は300円となっておりますが、これについては、合併時に黒川村の例により統一するとい

うものでございます。その他については、差がございませんので、現行のとおりとするものであります。

次に4ページ、高齢福祉分科会におきます生活管理指導事業でございますが、これは現行のとおりとする。合併後3年以内に統一するとありますが、中ほどの利用料でございますが、中条町は1時間200円、黒川村では各段階ごとに料金が定められております。この事業につきましては、中条町は国、県の補助金を受けて行っておりますし、黒川村では全額村の持ち出しで実施していると、そういうことから国、県の補助事業を活用しながら実施した方が市の持ち出しが少なくなるということで、中条町の例により統一するというものでございます。ちなみに補助率は75%でございます。

次の5ページの介護予防事業でございますが、これにつきましては、合併時に中条町の例により統一する。ただし、内容等については、合併後に検討するとありましたが、中条町の例により統一する。ただし合併年度は現行のとおりということで、既に4月から事業が継続してきておりますので、合併年度については、現行のまま引き続き行うというものでございます。

6ページ、金婚式でございますが、これにつきましては、変更前は現行のとおりとする。ただし、合併後3年以内に老人クラブと開催内容について協議するとありますが、これにつきましては、黒川村では敬老会で実施してありました。中条町では別途実施してありましたが、後ほど出てまいりますけれども、敬老会につきましても、年齢を段階的に引き上げるというようなこと、そうしますと場合によっては敬老会に該当しない方も金婚式、50年を迎えることもあるというようなことから、それは別途やった方がよろしかろうと。そういうことで中条町の例により統一する。内容については、老人クラブ連合会の意見を踏まえながら、合併時まで決定するというものであります。

それから、戦没者慰霊祭でございますが、変更前は合併後検討するとありましたが、合併後の中条地区と黒川地区での分散開催するというものでございます。

8ページ、高齢者の食生活改善事業でございますが、これにつきましては、合併時に中条町の例により統一するとありましたが、ただし書きといたしまして、これも事業の継続性ということから考えまして、ただし合併年度については、現行のとおりとするというものでございます。

次の9ページ、運動指導事業でございますが、これにつきましては、平成17年度から黒川村では介護予防事業の中で実施していると、そういうことからこれは調整項目から削除するというものでございます。

10ページ、敬老会でございますが、変更前は現行のとおりとする。ただし対象年齢は75歳以上とし、黒川村の対象年齢は段階的に引き上げると。内容は、合併後3年以内に統一するとありましたが、合併後中条地区と黒川地区で分散開催するというものでございます。黒川地区、中条地区一堂に会して実施するには適当な場所がないというようなことございまして、そういうものでございます。内容につきましては、18年度から統一するというものでございます。それで、黒川地区の対象年齢は段階的に引き上げて75歳まで持っていくというものでございます。

11ページ、敬老祝い事業、これにつきましては、17年度は合併前にそれぞれ敬老会は終了いたします

ので、平成18年度から中条町の例により統一するというものでございます。

次の12ページ、長寿顕彰状でございますが、これにつきましては、平成18年度から対象者を選定し、統一するというので、100歳とか、白寿ですか、そういった方だけに贈呈するようにしたいというものでございます。

それから13ページ、機能訓練事業でございますが、これにつきましては、合併時に中条町の例に統一するとありますが、ただしこの事業の継続性から考えまして、合併年度は現行のとおりとするというものでございます。

それから14ページ、乳がん検診でございますが、これはマンモグラフィー併用の乳がん検診に統一するため、合併時では廃止するというものでございます。

次の15ページ、前立腺がん検診でございますが、これは黒川村でも平成17年度より新規に実施してございます。内容につきましては、中条町と同じでありましたが、70歳以上は無料と、そういうことでございますので、黒川村の例による。ただし、日数及び会場については、合併後3年以内に統一するというものでございます。

16ページ、健康診査希望調査でございますが、これは中条町では区長さんを経由して調査票を配布し、回収してございますが、黒川村では保健推進員が配布、回収してございます。そんなことで、調整方針は中条町の例により統一する。ただし、今年度につきましては、従来どおり行うというものでございます。

それから、次のページ、17ページの弗素塗布でございますが、これにつきましては、これはただし書きが入りまして、合併年度は現行のとおりということでございます。ただし、個人負担につきましてでございますが、今医師会と調整しているところでございますが、1,500円をなるべく安くなるようにということで、1,000円の線で協議中ということでございます。それから、値段の方の補助割合でございますが、これについても、合併年度は現行のとおり行うというものでございます。

それから予防接種、ことしからはツベルクリン判定はなくなりましたので、その部分がまず削除されてございます。それで、制度としては、両町村差異がございませませんが、これはただし書きを追加いたしまして、実施回数及び実施場所については、合併後3年以内に統一するというものでございます。

それから、右側の風疹でございますけれども、これについては、中条町は個別接種で黒川村では集団接種となっておりますが、これにつきましては、中条町の例により統一する。要するに個別接種に統一するというのでございます。ただし合併年度については、現行のとおり行うというものでございます。

以上でございます。

○議長（丸岡）

ただいま説明のありました案件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願ひします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

この案件につきましては、今回は提案、説明、次回に協議をいただくということで、ご質問等がなければ次に進ませていただきます。

続きまして、次第の5番、胎内市市章の公募結果及び選考状況についてでございます。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（小野）

それでは、私の方から市章の選考状況についてご報告を申し上げたいと思います。

ご承知のとおり選考委員会の方では2回の選考会議、こちらを開催いたしまして、応募総数806点の中から協議会へ報告する市章候補の5点を決定いたしました。本日お手元にお配りしているものがその5点でございます。資料をご確認いただきたいと思います。現在この5点につきましては、類似調査、ほかに似たマークがないかと、ほかの市町村で類似したものがないかということで、類似調査を実施しております。6月の22日までといいますから、きょう21日ですから、あすまでなのですが、この調査期間に充てられておりますので、早ければあすにはその調査結果の方が出る予定となっております。次回9回の協議会の方におきましては、選考委員長の方から選考結果をご報告いただき、また事務局の方から類似調査の結果をご報告したいと思っております。その後市章の選考を皆様の協議会の方にご提案を申し上げまして、採用の1作品を決定していただきたいと考えております。本日は候補となっている5作品をお持ち帰りいただきまして、事前によく見ていただいて、ご検討をいただきたいというふうに思っております。本日お配りしましたこの資料の方は、次回28日になりますけれども、次回の協議会についてはこの後日程の方をまたご確認いただきますけれども、次回の協議会の方に必ずお持ちいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（丸岡）

ただいまの説明で何かご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願い申し上げます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

それでは、ご質問等がないようですので、胎内市市章の公募結果及び選考状況については、これで終わりにいたします。

続きまして、次第の6番、次回の協議会についてでございますが、事務局より説明をお願いします。

○事務局（羽田野）

議案書の最後の方におつけしてございます次回協議会についてごらんになっていただきたいと思っております。第9回会議開催日程及び提出予定議案でございます。日時につきましては、今月28日火曜日、午後2時から当会場でございます。提出予定議案でございますけれども、協議項目といたしまして、今ほど行政制度調整の調整方針の変更についての継続協議につきまして審議をしていただきたいと思っております。

おります。それから、胎内市の市章について審議をしていただきたいと。それから、指定金融機関ということで載せてございますけれども、金融機関から若干回答がおくれている状況もございまして、整いましたら提案をさせていただきたいと思っております。あとその他ということで、予定をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（丸岡）

それでは続きまして、その他ということで、委員の皆さんから何かございましたらよろしく願います。

○斉藤委員（中条町）

大変申しわけないのですけれども、私もちょっとあれなのでお聞きしますが、新市名の呼び方につきまして、各地区につきまして、町だよりのところにも入ってきておりますし、私たち合併協議会のときにもいろいろ話をしまして、大字名ということをとって胎内市例えば私であれば本郷町、あるいは北本町、東本町というふうな形で、いきましょうということになったかのように私覚えているわけですが、実は1週間ぐらいになりますでしょうか。住民の方々がちょっと私のところに来まして、今中条地区で地区の話し合いが地区別懇談会というのでしょうか、開かれているけれども、その中で中条という地名を残したいというふうなことで、胎内市中条、例えばの話、北本町、東本町としてもようございましょうか、ならないのでしょうかと、住民の方々が質問した段階で、それは不可能ではないのだというような話もあったのですけれども、では私たちはそういうふうに理解して、胎内市中条北本町として物事を処理してもいいのでしょうかと私に聞かれたのですけれども、私はあくまでもこの会で決まった事柄を尊重しまして、行政の難しい事柄につきましては、例えば新市になってからそれもまた討議できるのですよとかなんとかかんとかという、そういう難しいことはちっとも知りませんので、勉強不足で申しわけないのですけれども、そういうことからして、ちょっと一部住民の方々にそのような迷いのあれが感じられるのですが、私はそういう方々にどういう答えを出してあげたらいいのをございましょうか。私に一言教えていただきとうございます。

○事務局（羽田野）

今の委員さんのご質問でございますけれども、協議会の調整では今おっしゃられたとおり、町名、字名は現行のとおりとして、原則として大字名について字句のみを削除した現行の地名を表示すると。ただしということで、地域住民の意向調査により、大字名、境界等の変更を要望する地域については、合併後時期を定め、これを実施すると。協議の方で調整が整って思います。ですから、合併時におきましては、大字名をとった地名ということで協議会だよりにはお載せしてございます。ただ、このただし書きということがございますので、合併後に住民の意向に沿って変更を行うとしてございますので、新市にその意向等の調査をやって、可能かとは思われますが、今の時点の中では協議会の中で現行の大字名を表示すると、削除した現行の地名を表示するということになっておりますので、新市にゆだねると

いう形になるかと思えます。

○斉藤委員(中条町)

そのように了解しておりますけれども、合併後住民の皆さんの意向で変更も可能ということで、答え
ておけばよろしいですね。

○議長(丸岡)

はい。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(丸岡)

事務局から何かございますか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○議長(丸岡)

それでは、ないようでございますので、以上をもちまして中条町・黒川村合併協議会第8回会議を終
了いたします。大変どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。